

平成27年度第7回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成27年10月20日(火)午後 3時00分開会

2 場所 佐倉草ぶえの丘研修室

3 出席委員(21名)

1番	今井勝子	2番	田中純一
3番	三橋秀夫	4番	羽根井直子
5番	山崎宏	6番	牛玖泰一
8番	眞野好則	9番	川名部実
10番	池田達男	11番	石渡國男
12番	栗原初男	13番	木内正夫
14番	市原敏彦	15番	山本健史
16番	渡貫茂	17番	石田和久
18番	石渡一男	19番	櫻井道明
20番	清宮正	21番	川村文雄
22番	三門増雄(議長)		

4 欠席委員(1名)

7番 立田三雄

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 平成27年度第7次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 相川正巳

主査 久保木豊

主査補 青山昌裕

◎開 会

午後 3時00分開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成27年度第7回農業委員会
総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会及び調査会でございますが、事前調査会は11月16日（月）に開催
を予定しております。

次回の担当は、第2班となります。

総会につきましては、11月19日（木）に開催を予定しております。

10月16日（金）のブロック別農業委員研修に参加していただき、ご苦労様で
した。

次に、佐倉アグリフォーラム2015アンドユニバーサル農業フェスタが、10
月31日（土）に佐倉市民音楽ホールと、隣の御伊勢公園で開催されます。

この詳細につきましては、事前に総会資料と一緒に配布しました資料をご参照い
ただきまして、ご都合のよろしい委員の皆さんのご参加をよろしく願います。

三門会長と私が参加予定でございます。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様におかれましては、大変忙しい中、総会に出席いただき、誠に
ありがとうございます。また先日行われました印旛・香取地区ブロック別農業委員
研修のほう、お疲れ様でした。

本日も慎重なるご審議の程願います。それでは会議を始めます。

只今の出席委員は21名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過
半数以上に達しております。

よって、平成27年度第7回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きま
す。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、13番「木内 正夫委員」、議席番号14番「市原 敏彦委員」を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、平成27年度第7次農用地利用集積計画の決定について

以上、2議案でございます。

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明させていただきます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるもので、売買による所有権の移転をしようとするもの5件、6筆、使用貸借権の設定をしようとするもの1件、5筆についてでございます。

表の第1項及び第2項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権移転をしようとするもので、表の第3項につきましては、権利者は自作地に近く、耕作に便利のため、義務

者は権利者からの要望のため、売買により所有権移転をしようとするもので、表の第4項及び第5項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権移転をしようとするもので、表の第6項につきましては、権利者、義務者共、農業生産法人設立のため使用貸借権の設定をしようとするものでございます。その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、栗原委員より報告をお願いいたします。

———（栗原委員報告）———

○栗原委員 議席番号12番の栗原です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

義務者の■■■さんの御主人は今年の1月に亡くなり、お子さんがいるのですが、農業を継ぐ方はおりません。権利者の■■■さんは、専業農家で、こちらの該当する田んぼに隣接した田を耕作しております。申請の土地は185㎡と狭く、実際この田んぼに入る道が無く、既に■■■さんがこの土地を耕作しており、今回の売買については問題ないものと思われますので、ご検討の程、よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、栗原委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査について、三橋委員より報告をお願いいたします。

———（三橋委員報告）———

○三橋委員 議席番号3番の三橋です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

申請地は、権利者の■■さんの耕作している畑の隣接地で、実際昔から、利用しており、今回、自分名義として整理したく、申請をされたそうです。

問題はないものと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、三橋委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項～第5項の実態調査について、山崎委員より報告をお願いいたします。

———（山崎委員報告）———

○山崎委員 議席番号5番の山崎です。議案第1号第3項から5項の調査報告をいたします。

第3項から5項について、いずれも地主の方から権利者の方に、売却の打診があり、権利者の所有地の隣接地や近隣であり、耕作に便利のため、購入することにしたそうです。

また、権利者の■■さん■■さんは、■■■■■■■■■■の構成員であり、今回の土地を含む他の所有地についても、この法人で耕作をするとのこと。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、山崎委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第3項～第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

す。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって、第3項～第5項は、許可と決しました。

続きまして、第6項については、申請人を呼んであります。

それでは、申請人を入場させてください。

————（申請人着席）————

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請人の概要についてご説明をお願いします。

————（申請人説明）————

○申請人 ■■■の■■でございます。よろしく申し上げます。今回、家の牧場を株式会社の農業生産法人とするためには、会社の方で農地を5千㎡以上借り受ける形をとらなければいけないので、祖父の所有している田を、使用貸借で借り受けるために、申請させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

————（申請人退席）————

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって、第6項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、平成27年度第7次農用地利用集積計画の決定につい

てを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第2号 平成27年度第7次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定、5件、10筆、
地積10,310㎡でございます。

詳細でございますが、議案の4ページ～5ページをお願いいたします。

申請番号1番及び5番は、借り手は、農業経営規模拡大のため借り受け、貸し手は、労働力不足により経営規模を縮小するため貸し付けるもので、5年間～10年間を設定しようとするものでございます。

また、申請番号2番～4番は、新規就農にあたり、申請人を呼んであります。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、総会議案4ページの申請番号2～4番については申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

申請人の方は、ご苦勞様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 こんにちは、■■■■■と申します。よろしく申し上げます。

私の家は、親父の代より、餅や団子、赤飯などを販売しておりまして、私は■■■
■の本社の方に7年ほど勤めておりまして、色々事情があり、家を継ぐことになり、

約20年ほど前に家に戻って来て、米の加工をやっていたのですが、その頃から自分で米を作って加工してみたくて、親父に誰か農家を紹介してくれるように頼んだところ、■■■の方の農家の紹介を受け米を譲ってくれるよう頼んだところ、快く引き受けてくれ、その時に農作業の手伝いをして、米作りをしたい旨、話をしたら、米を作るのは大変だから、買って加工した方が良いと言われ、機械も揃えなければいけないし、■■■さんは加工だけしていた方が良いと言われました。

相談をした方々で、誰も農業を進めてくれた方はいなかったのですが、どうしてもやりたく、5年位前に、千葉緑区の廃業する農家の方から、農作業機械一式を譲っていただき、少しずつ、農地を借りながら、米作りをやって来ました。まだまだ、素人ですが、自分で加工する米を自分で作り、将来規模を広げてやって行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○議長 今井委員

○今井委員 議席番号1番今井です。米作りは大変な作業だと思いますが、御一人で、田植えから稲刈りまで全てやって行くのですか、それとも横の連携かなにか、とれていて、合同作業になるのですか

○議長 申請人

○申請人 先輩方が何人かおられるので、一緒に手伝っていただき、そのような関係は、これからも続けて行きたいと思っております。

○議長 今井委員よろしいですか

○今井委員 はい、米の値段も安いですが、がんばってください。

○議長 他に何かございませんか、栗原委員

○栗原委員 7反部程面積だと、もち米の量は60俵くらいだと思うのですが、これだけの販売では生計が成り立たないと思うのですが、餅の製造販売ですか、他に大豆とか栽培するのですか、その辺を伺わせて下さい。

○議長 申請人

○申請人 販売は、家の方で昔からやっています。■■■に作業場があり、ボイラーと、餅つき機、精米機、製粉機と米を加工する機械を一式持っています。餅とおこわと赤飯が、家の主要な販売物で、年間で大体、1丁5反程のもち米を使用してしまうので、今回の借り受け面積では、まだまだ足りません。将来もっと増やしたいのですが、農地も中々貸してくれないし、良い農地もないし、難しいです。先輩方に教えていただきながら増やして行きたいと思います。

○議長 他に何かございませんか

———（発言者なし）———

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

○事務局長

報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の6ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

共同住宅用地としようとするもの1件、2筆でございます。

次に、7ページ～8ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの8件、10筆、店舗併用住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、9ページ～10ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

雑種地として地目変更申請のあったもの、2件、2筆、山林として地目変更申請のあったもの、1件、2筆、原野として地目変更申請のあったもの、2件、5筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

ありがとうございました。

以上をもちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===